

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

具体的には、実効性のある内部統制システムの整備を始めとして、適切なリスク管理体制の整備、企業倫理の醸成、法令等遵守の徹底、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の強化等に努めるとともに、これらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ビジネスブレイン太田昭和	2,160,000	64.92
兼松エレクトロニクス株式会社	300,000	9.02
株式会社野村総合研究所	105,000	3.16
鱈 史郎	20,400	0.61
原 伸一	20,400	0.61
與儀 大輔	12,000	0.36
吉見 主税	9,600	0.29
三木 剛	9,600	0.29

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社ビジネスブレイン太田昭和 (上場:東京) (コード) 9658

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したものであり、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社等との取引を含めた関連当事者取引について、取引を行うこと自体に合理性(事業上の必要性)があること、取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保され、当社の利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。

関連当事者との取引を開始する際には、上記内容が担保されているかを慎重に判断し、関連当事者取引管理規程等に則り、監査等委員及び独立役員による確認のもと、取締役会の承認を得ることとしております。

こうした取組みを履行することにより、少数株主やその他の一般取引先に不利益が生じないように配慮いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、株式会社ビジネスブレイン太田昭和を親会社として有しております。

当社取締役(監査等委員を含む)10名のうち、同社の従業員1名が非常勤取締役を務めておりますが、当社の経営判断における親会社からの独立性を阻害するものではありません。

また、同社の関係会社管理規程において、同社グループ企業のうち当社の重要な決定事項については、親会社の承認を不要とする旨が規定されており、当社の独自の経営判断が行える状況にあります。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
近藤 壮一	他の会社の出身者					○						
岡田 幸憲	他の会社の出身者		○									
井上 純二	他の会社の出身者											
古谷 伸太郎	公認会計士		△									
水谷 繁幸	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 壮一			現在において、当社の主要な取引先である兼松エレクトロニクス株式会社に常務執行役員として所属しております。	上場企業の執行役員としての業務執行経験に基づいた、当社の経営監視機能を期待するとともに、同氏のIT事業分野における知識と経験を活かした、当社の事業運営に有益な助言をいただくためです。
岡田 幸憲			現在において、当社の親会社である株式会社ビジネスブレイン太田昭和に業務執行者として所属しております。	金融機関及び上場企業の管理部門における業務経験に基づいた、当社の経営監視機能を期待するとともに、主に当社の管理業務に関する有益な助言をいただくためです。

井上 純二	○	○	該当事項はありません。	事業会社における監査役の経験及び当社の事業分野に対する深い知識と経験を有しており、これらの知識・経験等を当社の経営に活かし、監査等委員監査に反映していただくためです。また、同氏は東京証券取引所の定める独立基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断したため、当社の独立役員に指定いたします
古谷 伸太郎	○		2020年6月まで、当社の親会社である株式会社ビジネスブレイン太田昭和に非業務執行取締役として所属しておりました。	公認会計士であり、企業会計・監査・開示などの業務における高度な知識・経験等を当社の経営に活かし、監査等委員監査に反映していただくためです。
水谷 繁幸	○	○	該当事項はありません。	弁護士であり、法律に関する専門知識・経験を当社のコンプライアンス体制の向上に活かし、監査等委員監査に反映していただくためです。また、同氏は東京証券取引所の定める独立基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断したため、当社の独立役員に指定いたします。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき専任の取締役または使用人はおりませんが、監査等委員会の指示または必要に応じて、内部監査責任者および管理本部が補助を行っております。監査等委員会と内部監査責任者、会計監査人とのコミュニケーションは良好であり、かつ、常勤監査等委員と非常勤監査等委員の情報共有が密に行われていることから、効率よく監査業務が遂行できる体制にあります。

なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人について、当社の内部統制システム構築の基本方針において、以下のとおり定めております。

e) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ、監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置できるものとする。使用人を配置する場合には、同使用人の監査等委員会補助業務については監査等委員会の指揮命令系統下に入るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。

ロ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会からの指名により決定し、同使用人の人事異動及び考課については監査等委員会の同意を得ることとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と内部監査責任者は、監査計画段階から監査の実施、監査の結果報告・監査結果の評価等の各段階で随時情報交換をしており、監査上の課題等について状況把握を行っております。また、内部監査責任者は毎月1回の監査等委員会に出席し、意見交換を行うとともに、監査等委員会の実査においては、必要に応じて内部監査責任者の意見を聴取する等連携を図っております。

内部監査責任者と会計監査人は、主に会計に関する事項及び内部統制に関する事項について、随時意見交換の場を設け、会計監査人の見解を聴取するとともに必要に応じて意見を申し述べ、緊密な連携を図っております。

監査等委員会と会計監査人は、監査計画段階から監査の実施、監査の結果報告等の報告会や、意見交換の場を設け、新しい会計基準への対応を含む監査重点項目への対処・課題等について状況を把握しております。また、監査等委員会と会計監査人の意見交換の場には、内部監査責任者が同席し、緊密な情報連携を図っております。

さらに、内部監査責任者が主催して、概ね四半期毎に三者合同ミーティングを開催し、三者の監査計画、監査実施、監査結果等の情報を共有するとともに、監査各段階での協議を通じて三者の監査が効率よく、かつ、適正に実施されるよう連携関係の保持に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

2021年4月16日開催の取締役会で、取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会の設置を決議しました。指名報酬委員会は、代表取締役社長1名と監査等委員である社外取締役3名の計4名で構成され、うち常勤監査等委員が議長を務めております。株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案や、各業務執行取締役が受ける報酬等の方針の策定等について、取締役会または代表取締役社長の諮問に応じ、助言及び提言を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社の社内取締役及び従業員に対し、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社の社内取締役及び従業員に対し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、2020年6月18日開催の第37回定時株主総会で決議された年額200,000千円以内（ただし、使用人としての職務を有する取締役の使用人分給与は含まない。）の報酬限度額の範囲内で決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、2020年6月18日開催の第37回定時株主総会で決議された年額50,000千円以内の報酬限度額の範囲内で決定しております。

また、当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、取締役の報酬等に関する決定方針を決議しており、その内容は次のとおりです。

a. 当社の取締役の個人別の報酬額は、取締役の報酬等に関する決定方針に基づき、指名報酬委員会へ諮問のうえ、取締役会から一任された代表取締役社長が、指名報酬委員会からの答申に基づき決定するものとしております。

b. 取締役の報酬等は、以下の構成としております。なお、社外取締役および監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみを支給するものとしております。

・基本報酬
毎月支給する定額の金銭報酬です。業務執行常勤取締役については、各取締役の役位や、各取締役が担う役割・責務・実績に応じた所定の額とし、非常勤取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役については、職務内容を考慮し都度協議のうえ、決定するものとしております。

・役員賞与（業績連動型）
取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬とし、当社の企業活動の成果である営業利益を指標とします。業績に応じて支給枠を決定し、その枠の範囲内で各取締役の役割貢献度に応じた個人別査定額を決定するものとしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、管理本部が行っております。取締役会の開催にあたっては、全社外取締役が出席のうえ、十分な議論ができるようにスケジュール調整を行い、事前の資料配布に努めております。また、全員が社外取締役である監査等委員会においては、常勤監査等委員から非常勤監査等委員への緊密な情報連携がなされております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

＜取締役会＞

取締役会は、10名の取締役により構成され、うち3名が監査等委員（全て社外取締役）です。原則として1ヶ月に1回開催され、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各業務執行取締役の業務執行報告を受け監督を行っております。また、社外取締役は、社外の独立した立場から経営に対する適切な指導を行っております。

＜監査等委員会＞

監査等委員会は、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員2名の計3名で構成されており、全て社外取締役です。監査等委員は、取締役会及び重要な会議に出席し又は資料を閲覧若しくはその報告を通じて業務執行取締役の職務執行の監査を行っております。監査等委員は、監査計画に基づく監査を実施し、監査等委員会は原則として1ヶ月に1回開催しております。また、内部監査担当及び会計監査人との間で意見交換を行うことにより、職務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監査の実効性を高めております。

＜指名報酬委員会＞

2021年4月16日開催の取締役会で、取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会の設置を決議しました。指名報酬委員会は、代表取締役社長1名と監査等委員である社外取締役3名の計4名で構成され、うち常勤監査等委員が議長を務めております。株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案や、各業務執行取締役が受ける報酬等の方針の策定等について、取締役会または代表取締役社長の諮問に応じ、助言及び提言を行っております。

＜内部監査＞

当社は、独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当2名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当のうち1名を内部監査責任者とし、監査等委員会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

＜会計監査人＞

当社は、ひびき監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

＜コンプライアンス推進委員会＞

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とし、全常勤取締役で構成するコンプライアンス推進委員会を設置しております。コンプライアンス推進委員会では、法令遵守の状況や法令等に関する業務上の問題点等に対する対応を報告、審議するとともに、同委員会を通じて法令遵守に関して従業員への教育等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の各機関の相互連携及び監査等委員が経営の意思決定に加わることによって監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れるものと判断しているためです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ内のIRサイトに、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、第2四半期決算及び年度決算発表後の決算説明会を定期的に開催することを計画しております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、別途動画配信の形式で実施するなど、具体的な開催形式・開催方法等は今後検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、第2四半期決算及び年度決算発表後の決算説明会を定期的に開催することを計画しております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、別途動画配信の形式で実施するなど、具体的な開催形式・開催方法等は今後検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を考慮したうえで、検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイトに、決算情報や適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「情報開示規程」において、株主及び投資家を重要なステークホルダーであると位置づけております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	親会社である株式会社ビジネスブレイン太田昭和に設置されている「サステナビリティ委員会」に参画し、同社グループ一体でサステナビリティ活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主及び投資家(以下、「投資家等」という。)を重要なステークホルダーであると位置づけ、適時、適切な情報開示を通じて、説明責任を果たすとともに、投資家等と長期的な信頼関係を構築することを重要な経営課題として取り組む旨を、情報開示の基本方針として定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主を始めとしたユーザー、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

a) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

ロ. 当社は、社外に通報窓口を設けた内部通報制度を整備し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

ハ. 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。

b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等）を、文書または電磁的媒体に保存・管理し、取締役、監査等委員、会計監査人等が随時閲覧できるものとする。

c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に対処するため、リスク管理に関する規程を整備し、適宜見直しを行う。また、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

ロ. 各部門においては、職務権限規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

e) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置できるものとする。使用人を配置する場合には、同使用人の監査等委員会補助業務については監査等委員会の指揮命令系統下に入るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。

ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会からの指名により決定し、同使用人の人事異動及び考課については監査等委員会の同意を得ることとする。

f) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。

ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

ハ. 監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

g) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

ロ. 監査等委員会の職務の執行に関する費用等について請求があった場合には、当該請求が監査等委員の職務執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、以下のとおり定めております。

イ. 当社は、反社会的勢力排除に関する規程を定め、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない方針とする。

ロ. 反社会的勢力に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

また、反社会的勢力排除に向けた具体的な取組みは、以下のとおりです。

・主管部署及び責任者

管理本部を主管部署とし、管理本部管掌役員を責任者として任命しております。

・反社会的勢力に関する情報の収集・管理

主管部署による日経テレコンを活用した検索に加え、所轄警察署や金融機関等から反社会的勢力に関する情報の収集を積極的に行い、社内におけるデータベースの構築を行っております。

・諸規程の整備と社内啓蒙活動

「反社会的勢力排除規程」、「反社会的勢力の排除実施要領」を整備するとともに、各種研修会の実施等により組織全体への啓蒙活動に努めております。

・暴力団排除条項の導入

取引先との各種契約書や取引約款等には、すべて暴力団排除条項を記載しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

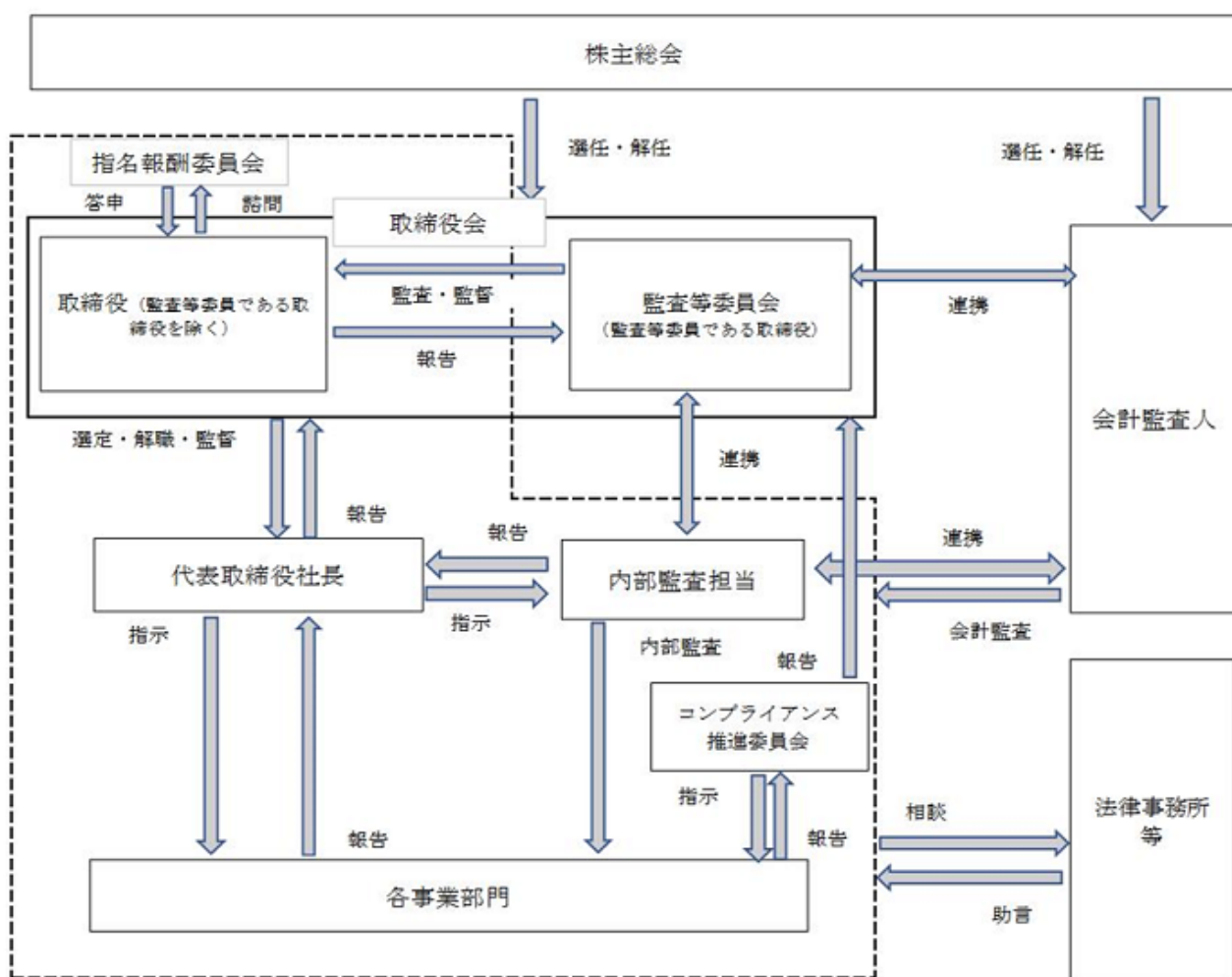
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

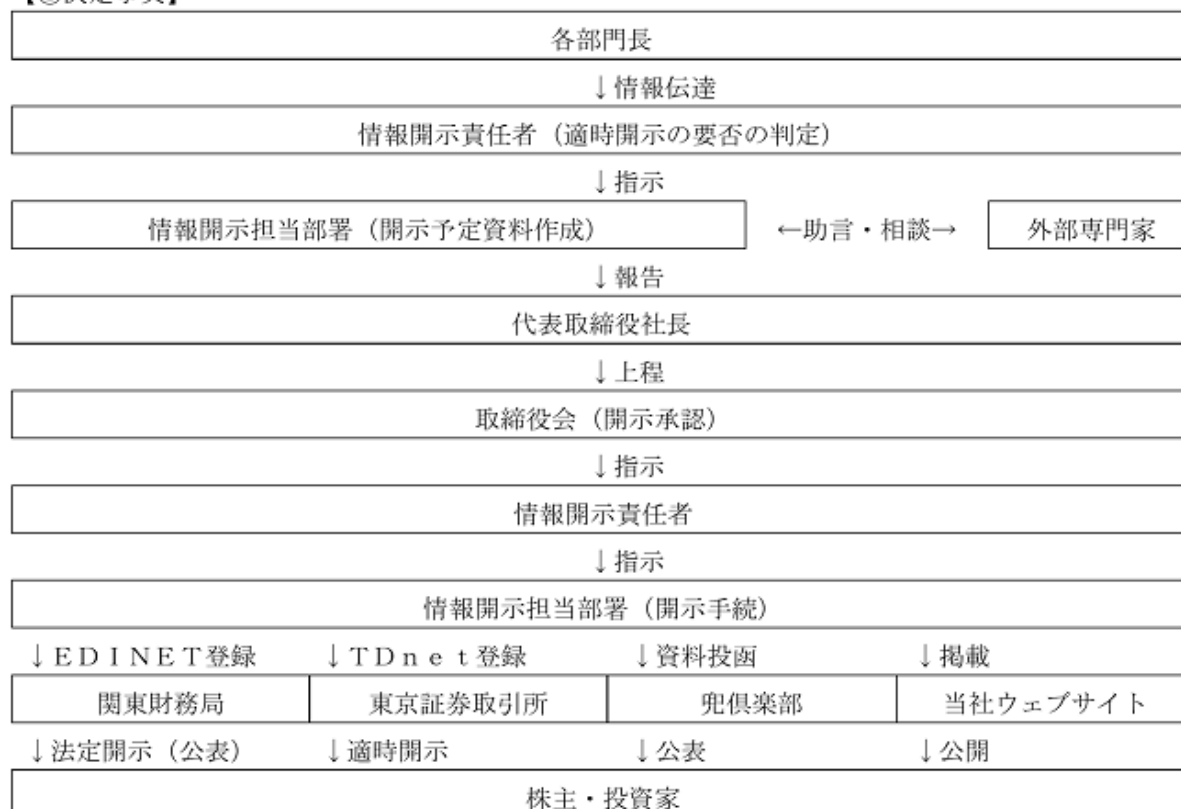
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として、以下添付しております。今後もコーポレート・ガバナンスに対する取り組みを経営の最重要課題として位置づけ、上述の諸施策に取り組んでまいります。また、常に現状の体制・取り組みの見直し・改善を続けることで、強固な経営基盤の確立を目指してまいります。

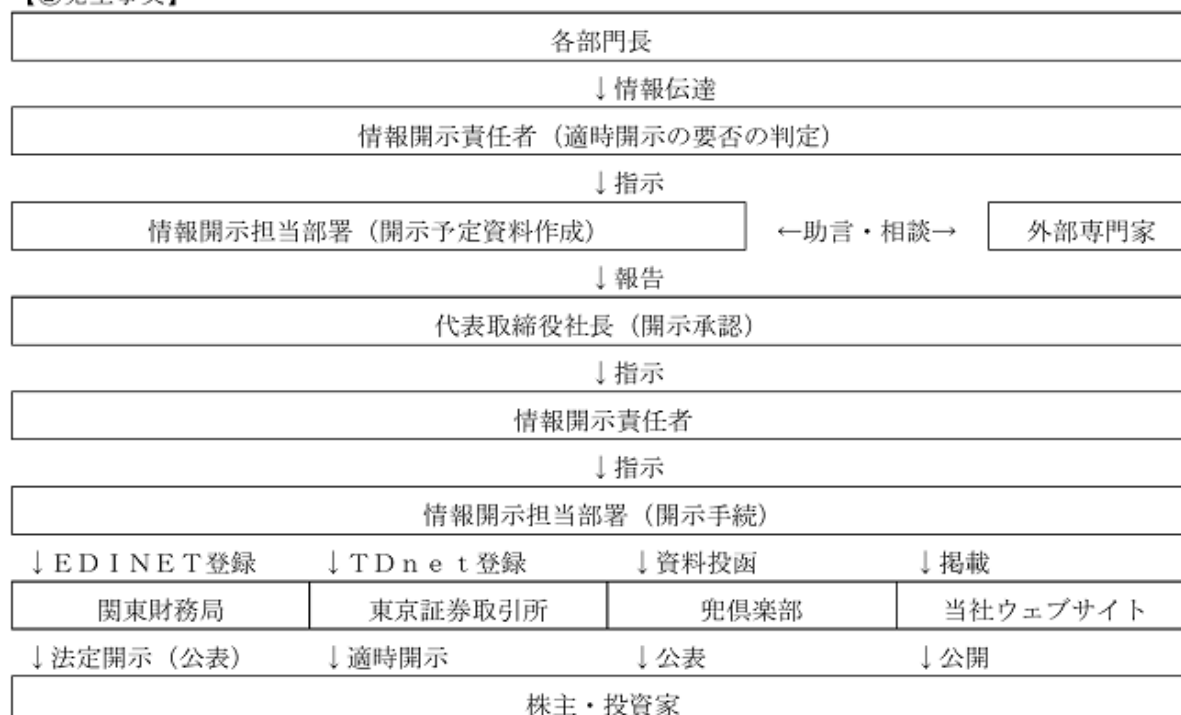


【適時開示体制の概要（模試図）】

【①決定事実】



【②発生事実】



【③決算情報】

